

不法投棄防止のための地域活動支援に関する要綱（平成16年12月15日市長決定）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、市が収集しているごみ集積場等への不法投棄の防止を目的として地域の中で主体的な活動を行っている地域団体に対して、その自主性、自律性を尊重しつつ支援することに関し必要な事項を定める。

（支援の対象となる地域団体）

第2条 この要綱に基づく支援を受けることができる地域団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸市内に本拠を有する自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の公共的団体
- (2) 地域の中で不法投棄防止のための活動を行おうとする神戸市内に活動の本拠を有し、支援の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織

2 前項各号の地域団体は、次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること
- (3) 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること
- (4) 規約や代表者を決めていること
- (5) 営利を追求することを主目的とする団体でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと

（支援の対象地域）

第3条 支援の対象となる地域は、地域団体により不法投棄の防止を目的とした主体的な活動が行われている地域であって、多量若しくは経常的に廃棄物が不法投棄される地域、又は不法投棄防止のための活動が必要であると市長が特に認める地域とする。

（支援メニュー）

第4条 支援メニューの種別は次の各号のとおりとする。

- (1) 支援の対象地域を配布対象とする啓発用印刷物の交付
- (2) 不法投棄防止のための巡回活動等に使用するステッカー及び腕章、帽子等の交付
- (3) 支援の対象地域における啓発看板の貸与
- (4) (1)から(3)のほか、不法投棄防止のために市長が適当と認める資材の交付

2 前項各号に定める支援メニューの内容、実施方法、範囲、条件等は、別表のとおりとする。

3 第1項各号に定める支援メニューは、予算の範囲内で実施するものとする。

第2章 交付申請手続

(申請手続)

第5条 前条第1項各号に定める支援メニューによる支援を受けようとする地域団体（以下「申請団体」という。）は、別に定める申請書に別に定める必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は随時行うことができる。

(技術的助言)

第6条 市長は、協働と参画のまちづくりの理念の下、申請団体が不法投棄の防止を図る上で最も効果的な方策を選択し申請できるよう援助するため、あらかじめ申請団体に対して不法投棄の状況やそれに対する主体的な活動状況等について情報提供を求め、技術的助言を行うことができる。

2 前項の助言を行う場合には、別に定める書面及び別に定める必要書類の提出を求めることができる。

(支援決定)

第7条 市長は、第5条に定める支援の申請を受けた場合には、第2条及び第3条の要件に該当するか否かを審査した上で、支援の採否を決定し、その結果を別に定める書面により申請団体に通知する。

2 前項の場合において、市長は、支援の目的を達成するために必要な条件を付

すことができる。

(実績報告等)

第8条 前条に基づき支援決定を受けた申請団体（以下、「採択団体」という。）は、事業終了後前条第1項の通知で定められた期限までに、活動の実績を別に定める書面で市長に報告しなければならない。

(看板貸与期間の更新申請書)

第9条 第4条にかかる別表の(3)⑤の規定により看板貸与期間（以下、「貸与期間」という。）の更新を希望する採択団体は、貸与期間満了日の1月前までに、別に定める申請書に別に定める必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(貸与期間更新の決定)

第10条 市長は、前条に定める申請を受けた場合には、貸与期間更新の可否を決定し、その結果を別に定める書面により採択団体に通知する。

(貸与看板の状況報告)

第11条 第4条にかかる別表の(3)⑥の規定による貸与看板の状況については、別に定める書面で市長に報告しなければならない。

(調査及び是正措置)

第12条 市長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、活動の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(支援の取消等)

第13条 市長は、採択団体が、次のいずれかに該当する場合は、支援の一部もしくは全部を取り消し、既に行った支援の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 支援の対象となった活動を行わないとき
- (2) 申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- (3) 支援を対象活動以外に使用したとき

(4) 支援の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(5) 前条の調査又は措置要求に従わないとき

第3章 雑則

(施行細目の委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成16年12月15日より施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱第4条第1項(5)の規定による支援を受けている団体については、施行日以降も従前どおりとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱第4条第1項第5号の規定に基づく助成金により設置したカメラは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40大蔵省令第15号）に定める処分制限期間内に、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできない。
- 3 第10条の規定は、改正前の要綱第4条第1項第5号の規定に基づく支援に適用する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和6年1月1日より施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表(第4条関係)

種類	内容、実施方法、範囲、条件等
(1) 支援の対象地域を配布対象とする啓発用印刷物の交付	<p>① 市長が指定するチラシ様式に対象地域、活動組織の名称を表示したものを交付する。</p> <p>② 交付する印刷物の数量は対象地域の世帯数及び事業所数の合計を上限とする。</p>
(2) 不法投棄防止のための巡回活動等に使用するステッカー及び腕章、帽子等の交付	<p>① 市長が作成した物品を交付する。</p> <p>② 交付する数量は活動組織の規模に応じ市長の決定する数量とする。</p>
(3) 支援の対象地域における啓発看板の貸与	<p>① 貸与する看板は市長の指定する様式のものとする。</p> <p>② 設置については、地域団体の負担で行うものとする。</p> <p>③ 設置にあたっては、設置場所の土地所有者や管理者等の承諾を得たうえで行うものとする。</p> <p>④ 設置した看板が通行人等に危険を及ぼさないよう、安全に配慮しなければならない。</p> <p>⑤ 貸与期間は3年間を限度とする。ただし、市長が認める場合は、貸与期間を更新できるものとする。</p> <p>⑥ 貸与期間中は、看板の適切な維持管理に努めるものとし、少なくとも年に1回は看板の状況について市長に報告するものとする。</p> <p>⑦ 経年劣化などにより、景観を著しく害する錆び・破損や市民に危険（破損部での切傷、風での転倒な</p>

	<p>ど) を及ぼす恐れが生じた場合は、貸与期間中であつたとしても、看板を返却するものとする。</p> <p>⑧ 前項の条件に従わない場合、市長は当該看板を撤去できるものとする。</p>
<p>(4) (1) から (3) のほか、不法投棄防止のために市長が適当と認める資材の交付</p>	<p>① 地域の実情に応じて、不法投棄防止に効果があると認められる資材を交付する。</p> <p>② 実施方法、範囲、条件等は、支援決定の際に示したものとする。</p>